

呼吸器外科専門医制度施行細則

第1章 専門医の申請

第1条（専門医新規申請） 専門医の新規認定を申請する者（以下、新規申請者と略記）は、呼吸器外科専門医合同委員会（以下、委員会という）オンラインシステムにて申請後、様式を出力し、次の各号に定めるすべての書類を添えて委員会（日本呼吸器外科学会事務局（京都））に申請する。申請には NCD 登録症例データを利用できることとする。

1. 専門医認定申請書〔様式1〕
2. 履歴書〔様式2〕
3. 医師免許証（写）
4. 外科専門医認定証（写）
5. 修練責任者の修練証明書〔様式3〕
6. 初回申請に必要な業績と研修実績一覧表〔様式4〕
 - ①論文・著書：3編以上の内、筆頭著者論文1編以上を含む
但し、論文は査読制度のある全国誌以上とする
 - ②学会発表：全国規模の学会または地方会において筆頭で5単位以上必要。（全国規模の学会を1単位、地方会を0.5単位とする。）
全国規模の学会は3単位以上必要とし、その内、少なくとも1単位は日本呼吸器外科学会学術集会又は日本胸部外科学会定期学術集会でなければならない。地方会は2単位までとし、詳細は別に定める。
 - ③学会参加：日本呼吸器外科学会学術集会又は日本胸部外科学会定期学術集会に計5回以上参加していること
 - ④日本呼吸器外科学会呼吸器外科セミナー、あるいは日本胸部外科学会 Postgraduate Course（呼吸器外科向けのプログラムの受講を対象とする）に計2回以上参加していること
 - ⑤胸腔鏡セミナー参加：呼吸器外科胸腔鏡教育セミナーに1回以上参加していること 但し、平成28年8月までに日本呼吸器外科学会の認める全国あるいは地方開催の当該セミナーないし講習会に2回以上参加している場合はこれと同等とする
 - ⑥医療安全などに関する研修を2回以上受けていること（この研修は学会、医師会あるいは各施設などの主催であってもよいが参加を証明できる書類が必要である）
7. 業績および研修実績証明書類（論文・著書、学会発表、学会参加、セミナー参加・受講、医療安全に関する研修などの6を証明するもの）
8. 手術記録一覧表〔様式5〕
9. 臨床修練実績表 術者として60例以上、助手として120例以上の手術経験を有すること
（但し、術者としては開胸下手術20例以上、胸腔鏡下手術20例以上とする。）
（第9項の手術数は2020年申請者から適用）
 - *開胸下手術……主たる手技を用手的に行う手術
 - 胸腔鏡下手術…主たる手技を長さ8cm以下の創から胸腔鏡下に行う手術

〔様式6-1〕 A群

①肺葉切除又は肺摘除術

最低必要症例数

32例*以上

〔最低25例は縦隔リンパ節郭清を伴うものとする〕

②縦隔腫瘍摘出術（重症筋無力症に対する胸腺摘除術も含むことができる）

3例*以上

③自然気胸手術又は肺嚢胞切除術

5例*以上

④肺部分切除術・腫瘍核出術

5例*以上

B群

①気管・気管支形成術を伴う肺切除術

②骨性胸郭、横隔膜、心嚢、大血管切除を伴う手術

③胸膜肺摘除術

④肺区域切除術

⑤膿胸に対する手術（開窓術・胸郭成形術を含む）

⑥その他の呼吸器外科手術

B①～B⑥の中から5例*以上

但し、B①～B⑤のものを

2項目以上、全体で3例以上含む

〔*印は胸腔鏡下手術を含んで良い。〕

〔様式6-2〕 A群、B群の助手症例を100例以上有すること

10. 臨床経験実績証明書類（術者名、助手名、手術日、病名、手術術式を含む手術台帳および手術記録の写しなど）

11. 認定申請料の振り込み控え（写）

12. 返信用封筒（3，4，7，10の添付書類返却用封筒）

第2条（専門医更新申請）専門医の更新認定を申請する者（以下、更新申請者と略記）は次の各号に定める総ての資格を具えていなければならない。但し、呼吸器外科専門医制度規則第8条2項に係る者については委員会がその職務と機関を判定し、当該期間を除いた連続5年間で次の各号に定めるすべての資格を具えていなければならない。申請にはNCD登録症例データを利用できることとする。

1. 基礎条件

①日本呼吸器外科学会および日本胸部外科学会の会員であること。

②呼吸器外科専門医であり、かつ外科専門医であること。

③5年間に日本呼吸器外科学会学術集会又は日本胸部外科学会定期学術集会又は、日本呼吸器外科学会呼吸器外科セミナー又は日本胸部外科学会 Postgraduate Course（呼吸器外科向けのプログラムの受講を対象とする）に合計4回以上参加し、かつ日本外科学会定期学術集会に1回以上参加していること。日本胸部外科学会地方会およびACCP日本部会に関しては、出席2回で日本呼吸器外科学会学術集会又は日本胸部外科学会定期学術集会への出席1回と見なすことができる。（ただしこの方式は5年間で1回に限る。また、日本胸部外科学会地方会の出席の実績は1年間に1回のみ認める。）

④医療安全などに関する研修を5年間に2回以上受けていること。（この研修は学会、医師会あるいは施設などの主催であってもよいが参加を証明できる書類が必要である）

⑤5年間に術者又は助手として100例以上の手術経験を有すること。

⑥ 5年間に2編の論文を出版されていること（筆頭者でも共著者でもよい）

*論文については査読制度のある全国誌以上とする

2. 単位条件：基礎条件の他に5年間に20単位以上の手術件数および／または論文、学会発表などをおこなっていること

但し、

①手術5件＝1単位（術者又は助手として）

②論文1編＝5単位（筆頭者、共著者を問わない）

③日本呼吸器外科学会、日本胸部外科学会ならびに関連学会に於ける全国規模の学会での呼吸器・呼吸器外科に関する発表1回＝1単位（演者、共同演者を問わない）

④日本呼吸器外科学会、日本胸部外科学会ならびに関連学会に於ける全国規模の学会での呼吸器・呼吸器外科に関する座長1回＝1単位

⑤呼吸器外科胸腔鏡セミナーの講師1回＝1単位

呼吸器外科胸腔鏡教育セミナーの講師1回＝1単位

胸腔鏡手術地域セミナーの講師1回＝0.5単位

⑥呼吸器外科手術手技アドバンスセミナーの講師、受講者1回＝1単位

3. 専門医の更新申請者は、呼吸器外科専門医合同委員会オンラインシステムにて申請後、様式を出力し、次の各号に定めるすべての書類を添えて委員会（日本呼吸器外科学会事務局（京都））に申請する。

①専門医更新申請書〔様式1〕

②履歴書〔様式2〕

③外科専門医認定証（写）

④手術記録一覧表 術者又は助手としてA,B群の手術に関して100例以上の手術経験を有すること。〔様式4〕

⑤臨床経験実績証明書類（術者名、助手名、手術日、病名、手術術式を含む手術台帳および手術記録の写しに加えて、指定症例の退院サマリーの写し）

⑥更新申請に必要な単位一覧表〔様式3、様式5〕

⑦更新申請に必要な単位の証明書類（学会参加証、セミナー参加証、学会発表、論文、学術集会、学術集会における座長証明書類、医療安全に関する研修の参加証等の⑥を証明するもの）

⑧更新申請料振り込み控え（写）

⑨返信用封筒（③、⑤、⑦の添付書類返却用封筒）

第2章 認定修練施設の申請

第3条（施設認定の申請）基幹施設ならびに関連施設の認定を受けようとする施設は、呼吸器外科専門医合同委員会オンラインシステムにて申請後、様式を出力し、次の各号に定めるすべての書類を添えて基幹施設の認定を受けようとする施設から委員会（日本呼吸器外科学会事務局（京都））に申請する。関連施設の認定を受けようとする施設からの直接の申請は受け付けない。

1. 基幹施設認定申請書〔様式1〕

2. 基幹施設ならびに関連施設内容調書〔様式2-1〕

3. 呼吸器外科手術一覧表（1月を起点に集計する事）〔様式2-2〕

4. 修練計画書〔様式3〕
5. 基幹施設の長からの推薦書〔様式4〕
6. 関連施設長の承諾書〔様式5〕
7. 呼吸器外科専門医修練責任者の勤務証明書〔様式6〕
8. 申請審査料の振り込み控え（写）

第4条（認定修練施設の有効期限）認定修練施設の認定有効期限は、認定を受けた日から5年間とする。但し、追加申請により認定された関連施設の認定有効期限は、基幹施設の有効期限と同一とする。

第5条（認定修練施設の更新）認定修練施設の更新を申請する施設は、施行細則第3条の規定に基づき様式2-1，2-2を除いて申請する。

第6条（認定修練施設の現況報告）基幹施設の修練責任者は毎年、呼吸器外科専門医合同委員会のオンラインシステムにて関連施設も含めた認定修練施設の現況につき委員会（日本呼吸器外科学会事務局（京都））に報告する。

第3章 補 則

第7条（改正）この細則の変更あるいは廃止については、委員会の議を経て、日本呼吸器外科学会および日本胸部外科学会の理事会に諮るものとする。

第8条（申請料及び認定料）申請料及び認定料は別途定める。

附 則

1. この細則は日本呼吸器外科学会および日本胸部外科学会の理事会ならびに評議員会の承認を経て平成14年1月1日（西暦2002年1月1日）から施行する。
2. この細則は平成19年5月16日（西暦2007年5月16日）から改正し、平成21年4月1日（西暦2009年4月1日）から施行する。
3. この細則は平成20年5月7日（西暦2008年5月7日）から改正し、平成21年4月1日（西暦2009年4月1日）から施行する。
4. この細則は平成20年9月8日（西暦2008年9月8日）から改正する。
5. この細則は平成22年1月7日（西暦2010年1月7日）から改正する。
6. この細則は平成23年4月18日（西暦2011年4月18日）から改正する。
7. この細則は平成24年6月8日（西暦2012年6月8日）から改正する。
8. この細則は平成24年12月5日（西暦2012年12月5日）から改正する。
9. この細則は平成25年5月9日（西暦2013年5月9日）から改正する。
10. 専門医の審査受験料（新規）は40,000円とする。
専門医の認定料（新規）は50,000円とする。
専門医の更新申請料は40,000円とする。
施設の申請審査料は30,000円とする。
11. この細則は平成25年11月29日（西暦2013年11月29日）から改正する。
12. この細則は平成26年5月16日（西暦2014年5月16日）から改正する。
13. この細則は平成26年10月3日（西暦2014年10月3日）から改正する。

14. この細則は平成27年5月14日（西暦2015年5月14日）から改正する。
15. この細則は平成27年10月18日（西暦2015年10月18日）から改正する。
16. この細則は平成28年6月21日（西暦2016年6月21日）から改正する。
17. この細則は平成29年1月30日（西暦2017年1月30日）から改正する。
18. この細則は平成30年2月5日（西暦2018年2月5日）から改正する。
19. この細則は平成30年7月24日（西暦2018年7月24日）から改正する

20. 呼吸器外科専門医制度規則第8条第2項の「正当な理由」の具体的事例

- (1) 管理職などの職務の関係上、申請のための実績が不足する場合
- (2) 留学や大学院における研究活動などの理由で申請のための実績が不足する場合
- (3) 産業医科大学、自治医科大学、防衛医科大学校などの出身者で義務的な職務に服する期間のため申請のための実績が不足する場合
- (4) 出産や育児などにより申請のための実績が不足する場合
- (5) その他呼吸器外科専門医合同委員会が正当と認める理由

いずれの項目においても、更新申請期間中にその理由と当該期間を証明できる書類の提出および呼吸器外科専門医合同委員会の承認が必要である。承認をされた場合は、当該期間に該当する認定期間の延長を示す仮認定を行なう。なお、認められる期間は原則2年とし（これを越える特別の事情については当面委員会判断とする）、期間中の実績を更新のために用いることはできない。仮認定に際しては所定の経費の納入を要する。

21. 東日本大震災に伴う施設認定更新の猶予について

- (1) 2011年と2012年は猶予期間とみなして、その間の更新手続きは不要とする。
- (2) 2012年あるいは2013年に更新申請予定の施設は、申し出に従って2014年まで猶予する。
- (3) 更新申請における直近3年間という条件については、2011年と2012年の症例数は施設の状況によってカウントしない。
- (4) たとえば、2009年、2010年、2012年を直近の3年間とみなす。
あるいは、2009年、2010年、2013年を直近の3年間とみなす。

22. 基幹施設の条件について

呼吸器外科専門医制度規則第15条第1項に加え、肺葉切除・区域切除の手術数が直近3年平均して10例/年以上あることとする。（2013年1月から適用）

23. 呼吸器外科専門医制度施行細則第1条6②の地方会での発表について（新規申請の学会発表）

- (1) 対象となる地方会での発表は卒後3年目の4月1日から呼吸器外科専門医新規申請までの期間中のものとする。
- (2) 1年間に取得できる単位は最高1単位までとする。
- (3) 同一学会の地方会での発表は1年間につき1回のみ単位として認めることとする。
- (4) 対象となる地方会は日本胸部外科学会、日本肺癌学会、日本呼吸器内視鏡学会、日本呼吸器学会とし、2016年1月以降の地方会での発表を単位として認める。

(5) 地方会での発表の単位は 2016 年新規申請より適用する.

24. 呼吸器外科専門医新規申請および更新申請における学会発表と論文は, 海外の学会および日本国内で開催された国際学会を含むこととする. 但し、選定は委員会判断によるものとする.